日本 日本 日本 「板倉区だより」は、市HPでカラー版を

2022年 11月号 No. 175

ご覧いただけます。



【編集·発行】板倉区総合事務所 〒944-0192 上越市板倉区針722番地1 ☎0255-78-2141



反倉ふれあいまつり



毎年恒例の板倉ふれあいまつりが開催されます。皆様のご来場お待ちしております。

■日 時:11月6日印 第1部 9:00~15:00【ふれあいまつり】

第2部 $17:00\sim21:00$ 【ギャラクシーナイト】

■会 場:板倉農村環境改善センター、板倉コミュニティプラザ、ゑしんの里記念館 他

■内 容:○板倉農村環境改善センター会場(9:00~15:00)

◆まちアート(みんなの作品展示、おえかき水族館 等)

◆物販(特産品販売 他) 今年は会場内で飲食ができます!

◆こども縁日 ◆フリーマーケット など

○板倉コミュニティプラザ会場 (17:00~21:00)

◆ギャラクシー・ナイト

○ゑしんの里記念館会場(17:00~21:00)

◆板倉の特産品販売、キッチンカー販売 (~20:00まで)

◆謙信流陣太鼓演奏(19:00~)◆ギャラクシー・ナイトⅡ

■その他:今年はふれあいまつりに合わせて、第64回板倉駅伝大会及び 健康マラソン大会が同時開催されます。

みんなで応援しましょう!

■問合せ:板倉ふれあいまつり実行委員会事務局(☎78-4905)

いいなっ♥板倉



○いたくらふるさとギフトの販売について

板倉の特産品を取り揃えた「いたくらふるさとギフト」が販売されます。 お歳暮にいかがでしょうか。12月15日承まで受け付けます。

■価格:1セット5,000円(税込、送料込)

■内 容:棚田米(1kg)、山菜おこわ(2人前)、手打ちそば(2人前)、

おやき(3個)、みょうが団子(5個)、笹だんご(5個)

■注 文: FAX (78-7066) またはメール (itakura. chuusan@gmail. com) にて

注文をお願いします。

■問合せ:板倉区中山間地域農業振興会(**☎**78-7065、毎週月曜9:00~16:00)



新型コロナウイルス感染症の などを配信しています。



76.1MHz **国**司

広報」ステーション(月~金 曜日 17:00~) などで行政 情報を発信しています。

■問合せ先…広報対話課





○筒方地区地域おこし協力隊の募集

地域おこし協力隊とは、都市地域から過疎地域に生活の拠点を移し、3年を上限として地域 に移住しながら住民と地域活動を行い、地域の活性化を図る制度です。興味や関心がありそう な帰省者や当市出身者にご案内ください。

■活動地:板倉区筒方地区

- ■活動内容
 - (1)休耕田を活用し、そばの生産を拡大
 - (2) オリジナルそばレシピの研究や加工品の開発
- ■募集人数:1名
- ■応募条件
 - (1) 三大都市圏をはじめとする都市地域等(過疎、山村、離島、半島等の地域に該当しない市町村)から上越市に住民票を異動し、生活の拠点を移すことができる方(上越市出身で、現在、前記都市地域等に住民票を有し、Uターンを希望する方も含む)
 - (2) 普通自動車免許を有する方
 - (3) パソコンの一般操作(ワード、エクセル、パワーポイント等)ができる方
 - (4) SNS (Facebook やInstagram) により情報発信ができる方
 - (5) 現地見学会に参加した方
 - (6) 協力隊員の任期終了後、上越市に定住しようとする意思のある方
- ■申込・問合せ

自治・地域振興課 (☎025-520-5673) または総務・地域振興グループ (☎78-2141)

○家屋を新築・増築されたときのお願い

家屋を新築・増築された場合は、その翌年度から固定資産税が課税されることになり、その 算定をするために実地調査(約30分程度)をさせていただくことになります。

調査につきましては、ご都合の良い日時を調整させていただきますので、税務課または総合 事務所にご連絡ください。

○家屋を取り壊したときのお願い

固定資産税は、毎年1月1日現在の固定資産所有者に課税されます。住宅や車庫・作業所などの建物を取り壊したとき(一部分の取壊しを含む)は、現況確認が必要ですので、総合事務所または税務課へ「家屋滅失届出書」を必ず提出してください。届け出がない場合は、引き続き課税されることとなります。

■問合せ

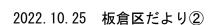
市民生活・福祉グループ(☎78-2141) または税務課(☎025-526-5652)

○クマによる人身被害の防止について

冬眠前のツキノワグマがエサを求めて人里へ出没する可能性があります。クマによる人身被害を防止するため、次のことに気を付けましょう。

- √ 柿や栗など、エサとなる物があると、クマを引き寄せる原因となります。 不要な果実や野菜は外に放置せず、早めに処分しましょう。
- ✓ 人の往来が少ない山林や川辺は、クマが出没する可能性が特に高いため、クマが活発に行動する早朝や夕暮れ時は、立ち入らないようにしましょう。





〇マイナンバーカード申請窓口を開設します

マイナンバーカードの申請に必要な顔写真の撮影と、申請の手続きをサポートします。

■日 時:11月12日 9:00~11:30 (予約不要)

■会 場:板倉区総合事務所1階 市民生活・福祉グループ窓口

■対象者:上越市に住民登録がある方 ■持ち物:マイナンバーカード申請書

申請書がない方は免許証、または保険証と診察券等2点

■問合せ:市民生活・福祉グループ(☎78-2141)



〇上越市立図書館からのお知らせ

ご存知ですか?

公民館図書室を通じて市立図書館の本の貸出・返却ができます!

身近な公民館図書室をもっと便利に活用して、読書に親しんでみませんか? ご利用をお待ちしています。

<公民館図書室窓口でできること>

- ■上越市立図書館(高田・直江津・浦川原・頸城)4館共通の 図書貸出カードの作成
- ■上越市立図書館で借りた本の返却
- ■上越市立図書館の本の予約(取り寄せ)申込み
- ■予約した本の貸出・返却

<ご注意ください>

- ・本を予約するには、事前に上越市立図書館の図書貸出カードの作成が必要です。
- ・本の予約は図書館ホームページからもできますが、事前にパスワードの発行が 必要です。
- ・図書貸出カードの作成とパスワードの発行を公民館図書室で手続きした場合、 利用可能となるまで1週間程度かかります。
- ・公民館図書室で上越市立図書館の本を返却した場合、手続き完了までに1週間程度かかります。

■問合せ:上越市立高田図書館 (**☎**025-523-2603) 上越市立図書館ホームページ https://www.lib.joetsu.niigata.jp/



○ゑしんの里観光公社からのお知らせ

上越まるごと文化祭の催しのひとつとして、出版社である「実業之日本社」を創設、衆議院議員として副議長を務め、出版業界、政界に名を馳せた増田義一(板倉区出身、1869~1949年)の功績や生涯を紹介しています。皆様のご来場お待ちしております。

■日 時:10月21日金~11月20日(火曜日は休館)

■会 場:ゑしんの里記念館(板倉区米増27-4)

■料 金:無料

■問合せ: ゑしんの里記念館 ☎81-4541

ぜひお越しください。



板倉区くらしのカレンダー 11月

※新型コロナウイルス感染症の影響により、 変更になる場合があります。

日	曜	内容	時間	場所
1日	<i>.</i> k	1歳児、2歳児、2歳6か月児健診		2
8日		レディース検診		
9日	水	すこやかサロン (介護) 【針・宮島・筒方 地区】	10:00~11:00	
11日	金	すこやかサロン(介護)【山部地区】	10:00~11:00	板倉保健センター
14日	月	介護予防教室	10:00~11:00	
15日	火	すこやかカフェ (介護者家族の集い)	10:00~11:00	
16日	水	すこやかサロン (介護) 【豊原地区】	10:00~11:00	
		無印良品の移動販売	12:30~	板倉区総合事務所
			13:20~	ゑしんの里記念館
			14:00~	やすらぎ荘
			14:45~	しみず屋板倉店
18日	金	すこやかサロン【針・宮島・筒方地区】	10:00~11:00	
24日	木	オレンジカフェ (認知症カフェ)	14:00~15:00	板倉保健センター
25日	金	すこやかサロン【山部地区】	10:00~11:00	
		行政相談	13:30~15:30	板倉区総合事務所
26日	土	いたくら特産品販売	11:00~13:00	ゑしんの里記念館
28日	月	介護予防教室	10:00~11:00	-板倉保健センター
30日	水	すこやかサロン【豊原地区】	10:00~11:00	

○筒方新そばまつりの開催

毎年3月から4月に開催していた筒方そばまつりですが、今年は香り高い 新そばの時期に開催します。皆様のご来場お待ちしております。

時:11月26日生 9:00~14:00

場:旧筒方小学校 ■会

■問合せ:筒方地区連絡協議会

(担当:下鳥良二さん)

☎080-5446-3765



☆板倉区の人口・世帯数 ※令和4年10月1日現在、()は前

口…6,168人 人

(+2)

男 性…3,010人 (-3)

女 性…3,158人 (+5)

世帯数…2,169世帯(+4)

月との比較、数字は住民基本台 帳に基づくもの





11 玉 月 護保険料 30 日

 $\widehat{7}$

期

料

4

期

介護保険料 後期高齢者医療 民健康保険 **₩** 8 税 期

保険 5 料 期 <u>5</u> 期

10 市月 後期高齢者医療保険 玉 民 31 健 県 日 康保 民 税 険

